



長生きしてすみません なんて言わせないで

後期高齢者医療制度とは

自民・公明が強行した後期高齢者医療制度。七十五歳以上の人を「後期高齢者」と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。

この後期高齢者医療制度に対し、徳島県をはじめ全国各地の自治体や日本医師会などから、「見直し」や「凍結」を求める意見が続出しています。また強行した自民、公明も「延期」等言い出す始末：後期高齢者医療制度は、来年四月実施を中止すべきです。

七十五歳以上の

すべての人から徴収

保険料を年金天引き

七十五歳以上のすべての高齢者は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、新しくできる「後期高齢者だけの医療保険」に組み入れられます。

現在、サラリーマンの息子さんなどの扶養家族として健保に加入する約二百万人の後期高齢者は、保険料を払っていませんが、新たに保険料を負担することになります。

保険料は年金から天引き(月一万

五千円未満

しかない人

は天引きで

なく、納付

書で収めます。

介護保険

料と合わせ、平均で毎月二万円を超

える金額が天引きされる過酷な制度

です。



後期高齢者医療制度とは

払えなければ

保険証取り上げ

これまで国保料が払えない七十歳以上の人に対しては、保険証を取り

上げて「資格証

明書」(医者の

窓口で十割払

う)を発行する

ことは禁止され

ていました。実

質、医者にかか

れなくなるからです。

これからは七十五歳以上でも保

険料を滞納すると「資格証明書」が

発行されます。全国では保険証が

取り上げられたため、「手遅れで死

亡する」事例が多発しています。

後期高齢者医療制度とは

保険で受けられる医療が制限

後期高齢者

医療制度の診

療報酬を「包括

払い(定額制)」

にすることが

検討されてい

ます。これが実施されれば、診察の

回数や薬が制限されたり、診療科

のかけもちも難しくなります。

また、定額制の上限を超えた治

療は病院の「持ち出し」になるた

め、治療費がかさむ高齢者を追い

出したり、安く治療するための粗

悪医療にもつながります。



後期高齢者医療制度 来年四月実施を中止させよう

市議会の質疑で明らかになった

「徳島県後期高齢者医療制度」問題点

この制度は、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合（広域連合）」が行いません。保険料は収入によってちがいますが、平均で一ヶ月五千八百六十円・県下均一の保険料で、保険料上限額は五十万円。私が所属する市議会の高齢者福祉対策特別委員会で、この後期高齢者医療制度を審議・質疑する中で、様々な問題点が明らかになりました。

国保財政に大きな不足が：

国保料値上げの可能性

徳島市では「国保から後期高齢者医療保険に移行する人が約二万人」とのこと。この移行で「七億〜十二億円もの大きな財源不足が生まれる」ことが判りマスコミも報道しました。

私は「国保料を値上げしないと明言すべき」と追及しましたが、「全国市長会等で（穴埋めを）要望している」と答える程度で、何の保証もありません。また「健保から移行する人は約六千人」：「このうち保険料が無料の被扶養者は何人か？」質問しましたが、「四月を過ぎてもわからないかも」という、まさに「見切り発車」。市民や地方自治体に、大きな負担等を押しつける後期高齢者医療制度は中止すべきです。

低所得の高齢者が多く

そこに重い負担

質疑の中で、広域連合と徳島市は、いずれも年所得が三十三万円以下しかない「七割減額」の人が突出して多いことが判りました。また下の「徳島の保険料」計算式

低所得者への法定減額		
	広域連合	徳島市
7割減額	45%	39%
5割減額	3%	3%
2割減額	6%	6%
合計	54%	48%

にある「均等割額」と「所得割額」の割合を、国は五十対五十としています。徳島県は五十八対四十二で「均等割額」の比率がグーンと大きくなっています。「均等割額は所得ゼロの人にもかかる低所得者に過酷な保険料」ですが、その比率が高い：低所得者に重い負担を強いているのが徳島の特徴です。

徳島は収入がゼロでも免除しない

低所得者への重い負担を軽減するのが、**広域連合条例十八条「保険料の減免」**ですが、「保険料の免除が可能なのは刑務所へ入っている場合」となっており、収入がゼロでも免除されません。



私は議会で「収入が生活保護基準以下の人に減額したり、収入がゼロの人や月一万五千円未満の年金しかない人に免除規定をつくるべき：広域連合に条例改正等を求めるよう」強く要求しました。

二千六百六十五人の滞納者は みんな月一万五千円未満

保険料の徴収ですが、介護保険と同じやり方で、「年金から強制天引きの特別徴収」と、年金が月一万五千円未満の人が「納付書で納める普通徴収」の二通り：全体の八割を占める特別（強制）徴収は百%納入予定。二割を占める普通徴収は「滞納者が発生する」予測です。介護保険では二千六百



十五人の滞納者（H十八年度）が発生していますが、みんな年金が月一万五千円未満しかない人たち：「資格証明書で七十五歳以上の人が医者にかかれない：そんなむごいことはないよう」強く求めました。

高齢者の受診率が高い 徳島市の健康検査

埼玉県のように継続を

今年度から有料（千五百円）にした徳島市の四十歳以上の健康検査ですが、七十歳以上は無料を継続させています。受診率は四十〜四十四歳が二十五・二%：七十〜七十四歳が六十八・一%、七十五〜七十九歳が六十七・六%、八十歳以上は五十四・三%と、高齢者の受診率が非常に高いことが質疑の中でわかりました。

この実態を無視して、広域連合は「一年間医者にかからなかった後期高齢者三千七百十二人（七十五歳以上のわずか三・四%）にだけ健康検査を実施する」と。埼玉県広域連合では「四十歳以上を対象にした健康検査を実施しており、七十五歳に達したことで健康検査の機会が失われることに、住民の理解は得られないと考える」と明記し、健康検査を实质継続させていますが、「広域連合に改善を求めるよう」迫りました。